

●香川県教育委員会告示第1号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第26条第1項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を香川県指定無形民俗文化財に指定する。

令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称	所 在 地	保 護 団 体
船越八幡神社のオトグイ	三豊市詫間町	船越八幡神社の大祭・オトグイ保存会